

# 太陽光発電施設の設置に関する指針

愛南町では、豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、太陽光発電施設を設置する際の指針は次のとおりとします。

## 太陽光発電施設に関する指針(建築物に設置するものを除く。)

### 1 景観上の措置

#### (1) 設置場所・配置

- ① 太陽光発電施設は、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例(以下「条例」という。)第6条第1号から第6号までに規定する区域を除いた場所に設置するよう努めること。

なお、条例第6条第6号に規定する区域(町長が必要と認める区域)は、次のとおりとする。

ア 国道、県道、町道又は四国へんろ道の敷地周辺で、住民の通行に支障をきたす場所

イ 土地の斜面で、勾配がきつく土砂災害等が想定される場所

- ② 太陽光パネルは、自然地形や竹林等を利用し、周辺集落や道路などから容易に見えない場所に配置すること。また、植栽や塀等で目立たなくするなど景観上有効な措置を講じること。

#### (2) 設備・施工内容

- ① 設置面は、コンクリート舗装等の人工物の舗装は避け、周辺環境との調和を図ること。
- ② 高さは、良好な景観が損なわれないよう必要最低限の高さとすること。
- ③ 周辺住宅等へパネルの反射光が影響することが予想される場合は、必要に応じて低反射性のものにしたたり、傾きを調整するなどの対策を講じること。
- ④ 架台・フェンス・柵・パワーコンディショナー等の色彩は、周辺環境と調和した目立たないものとする。

#### (3) 緑地保全

- ① 樹木の伐採は、周辺環境への影響を考慮し、必要最小限にとどめること。
- ② 眺望景観に配慮し、中・低木による植栽帯を設ける等、周辺環境との調和を図ること。
- ③ 法面等の造成工事により事業区域内に法面又は擁壁が生じる場合は、植栽や地被植物等により法面又は擁壁の修景を行うこと。

### 2 防災・安全上の措置

#### (1) 土砂の流出防止等

- ① 斜面地が雨水等により浸食されないよう、種子吹付け等により法面を保護する対策を講じること。

(2) 排水施設

- ① 事業区域内の雨水等が適切に排出されるよう、排水施設を設置し、地権者の承諾を得て公共用水域までの排水路を設けること。ただし、近隣に公共用水域がなく自然浸透とする場合は、隣接地との境界に緑地帯を設ける等の対策を講じるとともに隣接地の地権者の同意を得ること。

(3) 連絡先の表示

- ① 保安柵等を利用し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)の規定に基づいた標識を設置すること。
- ② 標識の色彩は、景観を考慮した目立たないものであること。

(4) 安全性の確保

- ① 架台の基礎は、太陽光パネルの浮き上がり又は転倒等が生じないよう地盤に定着されたものであること。
- ② 太陽光パネルは、脱落又は浮き上がりが生じないよう、架台に取り付けられたものであること。
- ③ 太陽光パネルを支持する架台等は、耐久性があり、劣化や腐食等の経年変化が起こりにくい材料を使用すること。
- ④ パワーコンディショナー等は、テレビ・ラジオの電波等に影響が生じないよう必要な措置を講じること。

3 地域との関係構築のための措置

(1) 地域の理解促進

- ① 工事着工前には、隣接地の地権者と現地確認のうえ、承諾を得ることとし、境界付近への設置はできるだけ避けること(地権者の承諾書が必要)。
- ② 建築物に近接する場所へ設置する場合は、当該建築物の権利者の同意を得ること(権利者の同意書が必要)。
- ③ 地域の活性化のための対策を実施すること。

4 太陽光発電施設の廃止後の措置

(1) 撤去・廃棄

- ① 太陽光発電施設の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を講じるものとし、あらかじめ、その旨を記載した書面を町へ提出すること。また、完了後は実施した措置の内容について書面により町へ報告すること。
  - ア 太陽光発電施設に係る工作物(以下「工作物」という。)を直ちに撤去すること。
  - イ 工作物の撤去により生じた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。
  - ウ 事業区域であった土地について、修景(緑化や緑地の保全)、整地その他の景観上又は防災上(土砂の流出防止、排水施設等)の必要な措置を講じること。